

令和4年7月13日

第569回 海務協議会議題

1. 7月期税関人事異動に伴う担当官挨拶

2. NACCSを使用した荷役機械船内使用届提出の流れについて
説明：小坂 上席監視官

3. 京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（追加）
説明：小坂 上席監視官

4. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- ・ 監視部特別監視官（第1担当） 金 特別監視官
- ・ 監視部総括許可部門 澤口 統括監視官
- ・ // 小坂 上席監視官

◎ 荷役機械の船内持込前の手続き

申請者



税関



データにて
届出を作成

① MSB (添付ファイル登録) 業務で送信

添付：荷役機械船内使用届

MSC (添付ファイル取得)
業務で届出を取り出し・審査

・税関に送信した届出
・伝達情報 (税関からの
MSAを出力/税関が受領
した証)
を持参し本船へ

② (届出に不備がない場合) 審査終了の旨送信

MSA (情報伝達) 業務で
審査状況を伝達

届出を訂正のうえ再度提出
をする必要あり (①へ)

②' (届出に不備がある場合) 要訂正の旨送信

注) Web NACCS利用者は
MSB業務等の利用はできない

NACCSを使用した荷役機械船内使用届の提出の流れ

◎ 荷役機械の船卸後の手続き

申請者



税関



届出の「船卸年月日及び船卸確認者」に記入及び記名
※押印・本人による署名は必ずしも必要でない

① MSB（添付ファイル登録）業務で送信

添付：荷役機械船内使用届
※「船卸年月日及び船卸確認者」
に記入及び記名されたもの

MSC（添付ファイル取得）業務で申告書
取り出し・確認

「確認（受領）済み」旨のメッセージを受けた場合には終了

② （届出に不備がない場合）確認済みのメッセージを送信

届出を訂正のうえ再度提出をする必要あり（①へ）

②' （届出に不備がある場合）要訂正の旨送信

MSA（情報伝達）業務で審査状況を伝達

NACCSを使用した荷役機械船内使用届の提出の流れ

◎ MSA（情報伝達）業務による、税関から申請者へのメッセージ例文

○ 荷役機械船内使用届 受理時（船内持込前）

<通常>

- ・ 荷役機械船内使用届（車体番号●●●●、他●台）を受理しました。
船卸後、「船卸年月日及び船卸確認者」に記入及び記名のうえMSB業務にて送信してください。

<不備がある場合>

- ・ 荷役機械船内使用届（車体番号●●●●、他●台）を受理しましたが、～に不備があるため訂正のうえ再度MSB業務にて送信してください。

○ 荷役機械船内使用届（回収）受領時（船卸後）

<通常>

- ・ 荷役機械船内使用届（車体番号●●●●、他●台）の回収分を受領しました。

<不備がある場合>

- ・ 荷役機械船内使用届（車体番号●●●●、他●台）を受理しましたが、「船卸年月日及び船卸確認者」欄が無記載であることから記入及び記名のうえMSB業務にて再度送信してください。

NACCSを使用した荷役機械船内使用届の提出の流れ

◎ MSB（添付ファイル登録）業務 入力画面イメージ

◎ MSA（情報伝達）業務 出力帳票イメージ

注) 宛先設定が必要な電文形式になります。帳票の受信がうまくいかない場合には、NACCSセンターにお問い合わせください。

◎ 荷役機械船内使用届

下記のとおり、荷役機械を船内に持ち込み使用したいので届出ます。

持込する船名	停泊場所		
入港年月日	出港年月日		
使用する期間			
使用の内容			
使用機械の品名	数量	車体番号及び登録番号	備考
船卸年月日及び船卸確認者	年 月 日	氏 名	

(注)1. この届出書は、本船が定泊する場所を管轄する監視部取締部門の本部又は最寄りの官署へ2通提出して下さい。
2. 荷役機械を本船から船卸した際は届出した監視部取締部門の本部又は最寄りの官署へ速やかに提出して下さい。
3. 荷役作業中一部船卸し又は追加船積みをした場合は、当該本船における荷役責任者が別紙「荷役機械船内使用明細」に自主記入して下さい。

※データの申告書様式が必要な場合にはメールアドレス：yok-kanshi-kichi@customs.go.jp
宛てに、その旨ご連絡をお願いいたします

荷役機械船内使用届

年 月 日

税関 御中

届出者

住 所

氏名又は名称

下記のとおり、荷役機械を船内に持込み使用したいので届出ます。

持込する船名		停泊場所	
入港年月日		出港年月日	
使用する期間			
使用の内容			
使用機械の品名	数量	車体番号及び登録番号	備考
船卸年月日 及び 船卸確認者	年 月 日 氏 名		

- (注)1. この届出書は、本船が碇泊する場所を管轄する監視部取締部門の本部又は最寄りの官署へ2通提出して下さい。
2. 荷役機械を本船から船卸した際は届出した監視部取締部門の本部又は最寄りの官署へ速やかに提出して下さい。
3. 荷役作業中一部船卸し又は追加船積みをした場合は、当該本船における荷役責任者が別紙「荷役機械船内使用明細」
に自主記入して下さい。

公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和29年公示第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和4年6月27日

横浜税関長 宇野 雅夫

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
山下ふ頭2～10号岸壁 本牧ふ頭A1～A8号、B1～B4号、BC1～2号、C5～C9号、D1～D5号岸壁、南本牧ふ頭MC-1～4号岸壁 大黒ふ頭C1～C4号、P3号、T1～T9号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。
大栈橋ふ頭A～D岸壁 大黒ふ頭L1～L8号、P1、P2号岸壁 本牧ふ頭 新建材1、2号岸壁 金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭A～D岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は物揚場 (積卸に限る。)	[積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。
新港ふ頭5、8、9号岸壁	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
瑞穂ふ頭A～H岸壁	
横浜港通船発着所（大栈橋）	[交通] 京浜港川崎区扇島、東亜石油京浜川崎シーバース、ENEOS（株）扇島東シーバース、及び同扇島西シーバースけい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
大栈橋1号物揚場（積卸に限る。)	[積卸] 船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場（指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
ENEOS(株)根岸製油所A栈橋（東・西）、B栈橋、C2～4 栈橋、D1～4 栈橋、E栈橋、H1～5 栈橋、S栈橋、LPG1～2 号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、ENEOS(株)根岸製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。

日産自動車(株)本牧専用ふ頭 1～2 号	[交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁 1～4 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
東京ガス(株)扇島 LNG 基地 LNG・LPG バース	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)扇島 LNG 基地通船棧橋を経由すること。
東京ガス(株)根岸 LNG 基地 タンカーバース	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)根岸 LNG 基地に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。